

大阪市国勢調査事務センターLAN ケーブル敷設作業業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「大阪市国勢調査事務センターLAN ケーブル敷設作業業務委託」に適用する。

2 業務の目的

国勢調査事務センターの新設に伴い、ネットワークシステム等を、迅速かつ安全に稼動を図ることを目的とする。

3 業務内容

本業務は以下に示す内容の業務を実施するものとする。

本業務に必要なとなるすべての部材、機器等は受注者において準備すること。

【11 階に新設する国勢調査事務センターでネットワークシステムを構築するための 12 階に既設のサーバーラックから 11 階執務エリアへの LAN 幹線ケーブルの設置】

図位置	距離(mm)	目的	補足
①	2,500	12F-M01 に接続用の予備距離	端部は R J 4 5 コネクタの取り付け
②	3,950	12F-M01 から出て、壁を上にかかる分	既存配線モールあり
③	12,950	壁から 12F 執務室内の距離	天井内 ケーブルラックなし
④	8,650	12F 執務室内から廊下に出るまでの距離	天井内 ケーブルラックなし 既設穴あり (パテ)
⑤	0	(EPS 12-1 には向かわない)	
⑥	6,400	12F 廊下の距離	天井内 ケーブルラックあり
⑦	9,600	12F 廊下の距離	天井内 ケーブルラックあり
⑧	32,000	12F 廊下から EPS 12-2 までの距離	天井内 ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑨	4,800	EPS 12-2 内の取り回し	ケーブルラックあり
⑩	3,950	12F-EPS 12-2 から 11F-EPS 11-2 までの距離	ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑪	4,800	EPS 11-2 内の取り回し	ケーブルラックあり
⑫	2,250	EPS 11-2 から 11F 執務室の距離	ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑬	3,950	11F 執務室の壁を降りて床への距離	天井ボード穴あけ必要 配線モールなし 【新設】
⑭	2,500	床から取り出して、接続用の予備距離	端部は R J 4 5 コネクタの取り付け
合計距離	98,300		予備を含めて 2 本設置

(1) 配線経路についての詳細は、別紙「配線案」を参照すること。

(2) 仕様に定める配線案に記載の距離については概算であるため、余裕を持ったケーブル長を用意することとし、別紙「配線案」よりも効率的な経路等がある場合は、受注者が経路等を調整し、本発注者が指定する職員（以下「監督職員」という。）と協議の上で決定し作業を進めること。

- (3) LAN ケーブルの両端には、行先と本線・予備線の区別を明示すること。
- (4) LAN ケーブルの敷設状況が確認できるよう、適宜写真を撮影すること。
- (5) LAN ケーブルの敷設後、疎通試験等の作業を行うこと。
- (6) LAN ケーブルについては Cat6 規格とし、エコケーブルであるか否かは問わないものとする。
- (7) 配線モールについては、特定の形態や材質には指定を設けないため、受注者が最適と判断するものを使用すること。ただし、設置場所に適したものを選定すること。
- (8) 監督職員が建物管理者との調整が必要になると判断した場合は調整に応じること。
- (9) 建物、既設機器及び配線等に損傷を与えないように適切な保護及び養生を行い、万が一損傷を与えた場合は、監督職員の指示に従って速やかに復旧させること。
- (10) 障害の発生もしくは発生の恐れがある場合は、臨機の措置を取り遅滞なく監督職職員に報告すること。
- (11) 作業の実施にあたって知り得た個人情報を含むすべての情報を第三者に漏らさないこと。

4 履行期間

本契約締結の日から令和 7 年 8 月 18 日（月曜日）まで

5 提出書類

業務の着手時、実施中及び業務完了時に以下の書類を提出すること。

- (1) 業務の着手時に提出する書類（契約締結後速やかに）
 - ・業務着手通知書 1 部
 - ・業務実施計画書及び工程表 1 部
 - ・業務責任者通知書 1 部
- (2) 業務の実施中に提出する書類
 - ・業務打合せ書 1 部
- (3) 業務完了時に提出する書類（業務完了後速やかに）
 - ・完成報告書（作業写真・LAN ケーブル敷設経路図及び試験データ等） 1 部
 - ・業務完了通知書 1 部

6 作業場所

大阪市福島区野田 1 丁目 1 番 86 号 大阪中央卸売市場 業務管理棟 11 階及び 12 階

7 安全体制

作業にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じて、受注者の責任をもって行うものとする。

8 契約・計理・支払い

- (1) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 委託金額の支払いについては、受注者が契約期間内に業務を完了した後、本市による検査を経て、受注者からの請求後契約金額を支払うものとする。

9 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 担当

計画調整局企画振興部統計調査担当 玉川・壺井・谷川

TEL : 06-6208-7851

11 その他

- (1) 本業務について、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 納入後、不良または欠陥が判明した場合は、取替えること。
- (3) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (4) 契約締結後、速やかに監督職員と配線の詳細について協議すること。
- (5) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。なお、細部については、監督職員が指示するが、仕様書の記載のない事項で納入にあたって必要と認められる疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ決定すること。
- (6) 本業務の実施に伴って発生した廃棄物は、搬出の上関係法令の規定に基づき適正に処分すること。
- (7) 別紙「特記仕様書」及び「特記事項」を遵守すること。

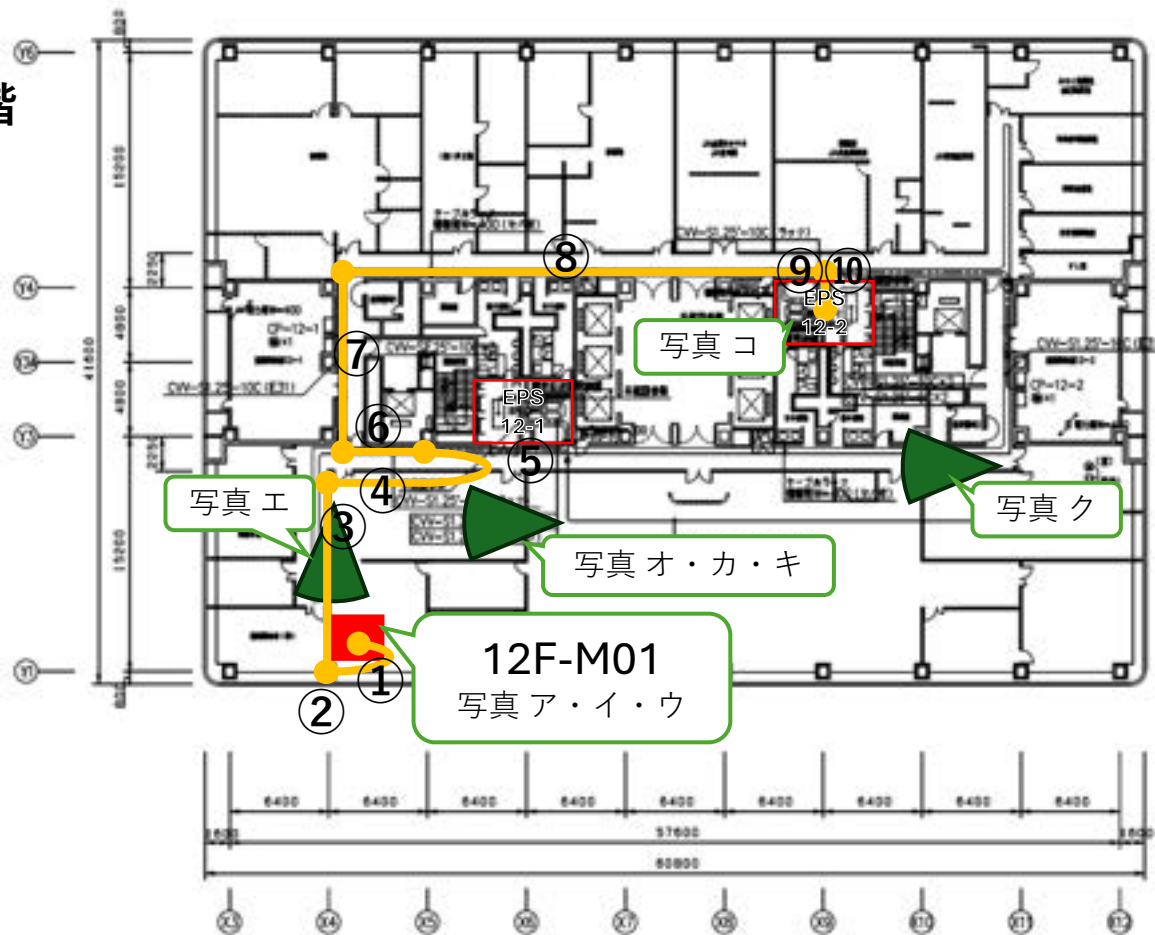
生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

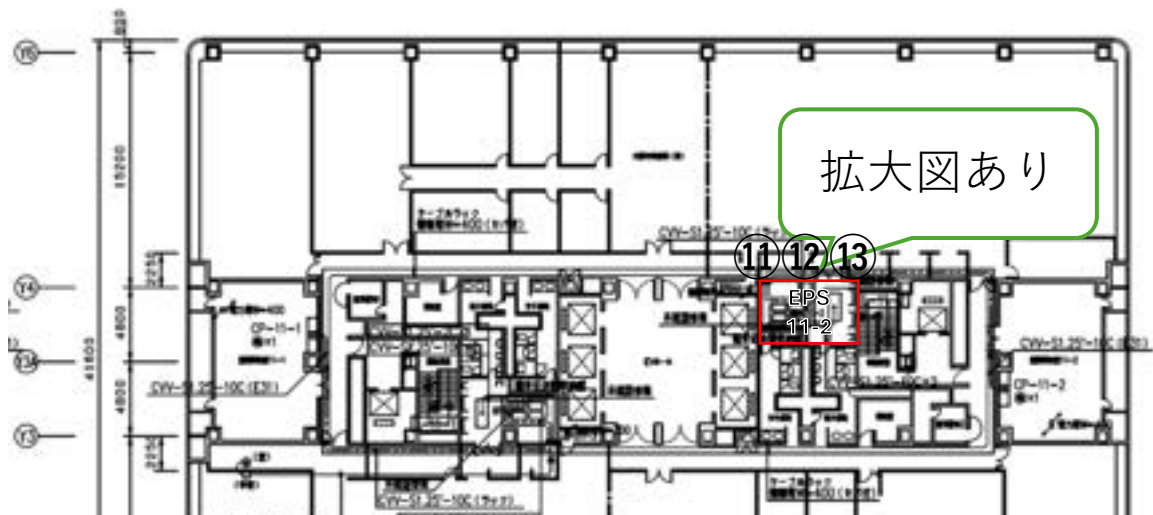
生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

12階



11階



①	2,500 床面から12F-M01に接続用の予備距離	端部はR J 4 5 コネクタの取り付け
②	3,950 12F-M01から出て、壁を上にする分	既存配線モールあり
③	12,950 壁から12F執務室内の距離	天井内 ケーブルラックなし
④	8,650 12F執務室内から廊下に出るまでの距離	天井内 ケーブルラックなし 既設穴あり (パテ)
⑤	0 (EPS 12-1には向かわない)	
⑥	6,400 12F廊下の距離	天井内 ケーブルラックあり
⑦	9,600 12F廊下の距離	天井内 ケーブルラックあり
⑧	32,000 12F廊下からEPS 12-2までの距離	天井内 ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑨	4,800 EPS 12-2内の取り回し	ケーブルラックあり
⑩	3,950 12F-EPS 12-2から11F-EPS 11-2までの距離	ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑪	4,800 EPS 11-2内の取り回し	ケーブルラックあり
⑫	2,250 EPS 11-2から11F執務室の距離	ケーブルラックあり 既設穴あり (パテ)
⑬	3,950 11F執務室の壁を降りて床への距離	天井ボード穴あけ必要 既設配線モールなし【要新設】
⑭	2,500 床から取り出して、接続用の予備距離	端部はR J 4 5 コネクタの取り付け
合計距離	98,300 mm	ケーブル規格はCat 6とし、予備を含めて2本設置

ア



イ



ウ



エ



オ



カ



キ



←右側に会議室用
スペースあり
(3～4 m程度)

↑執務室内は
点検口なし
蛍光灯を動かす

ク



ケ



↑廊下部
ラックイメージ

←廊下は点検口あり
(5～6 mおき)

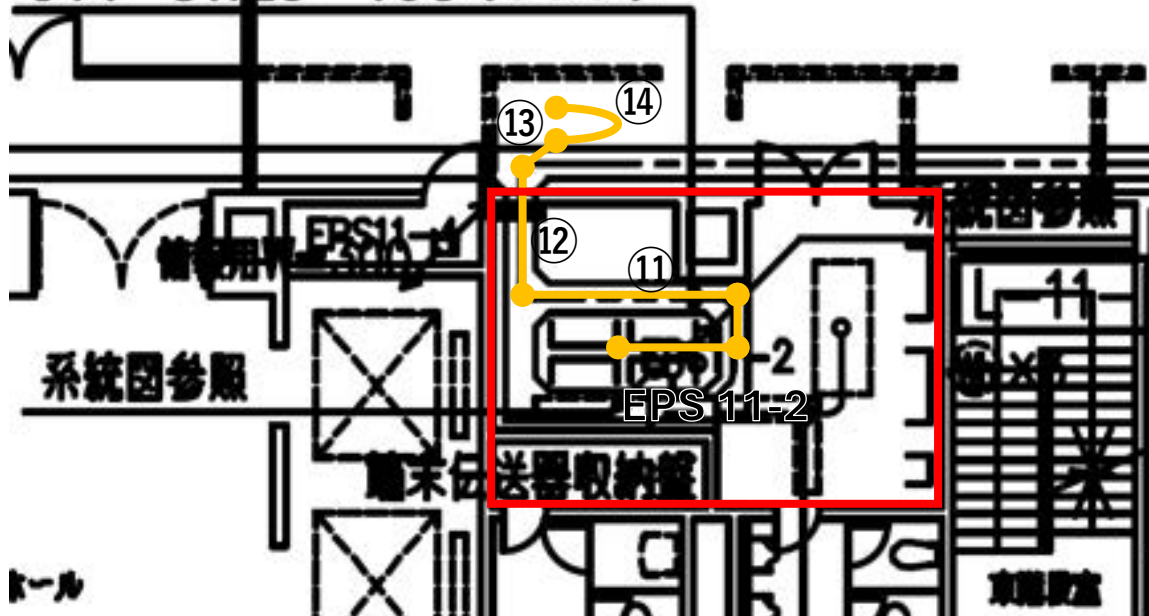
コ



CVW-S1.25°-10C (ラック)



11階
執務室内写真



モール
EPS内写真



11階執務室内写真



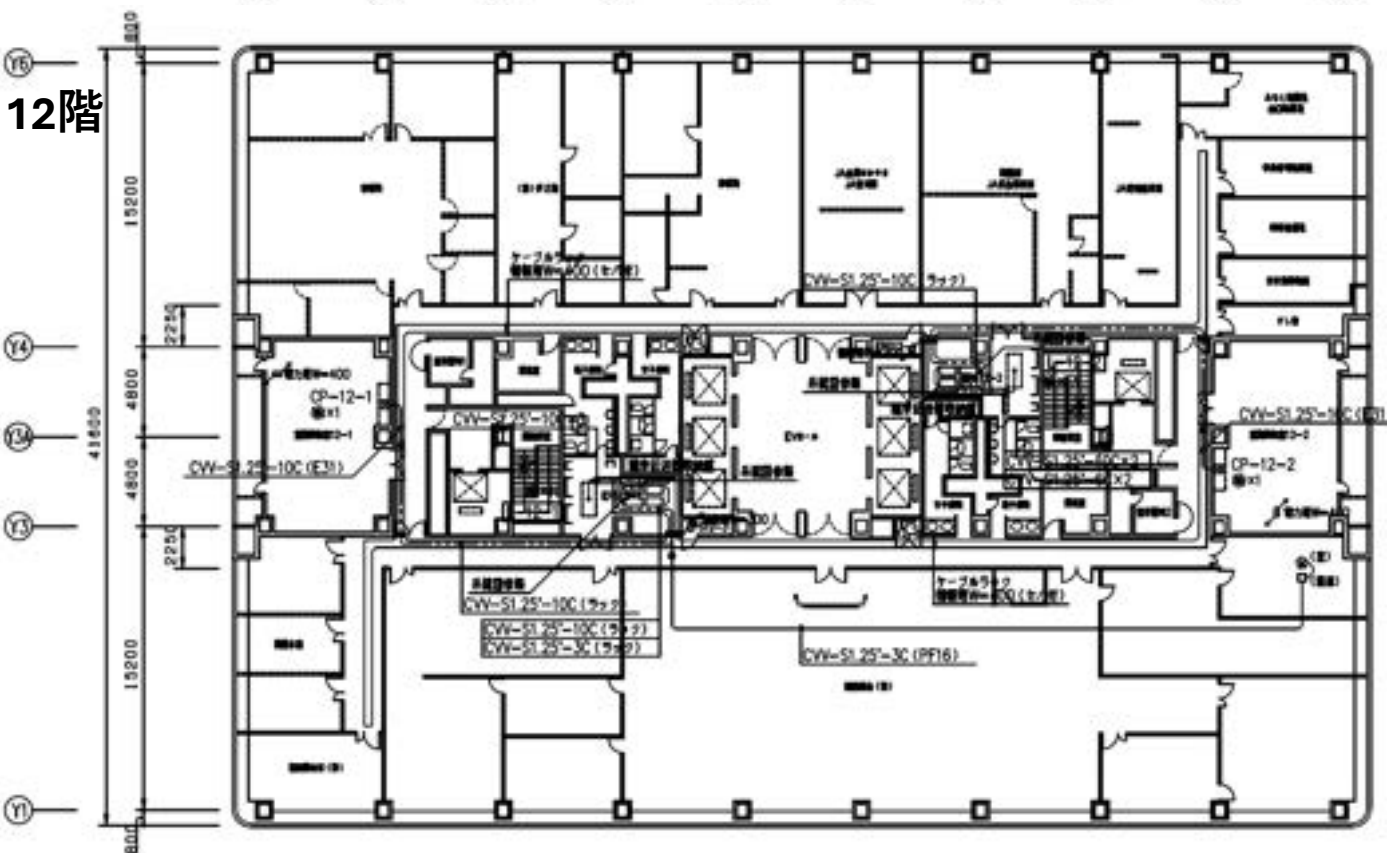
モール新設
イメージ↓



11階

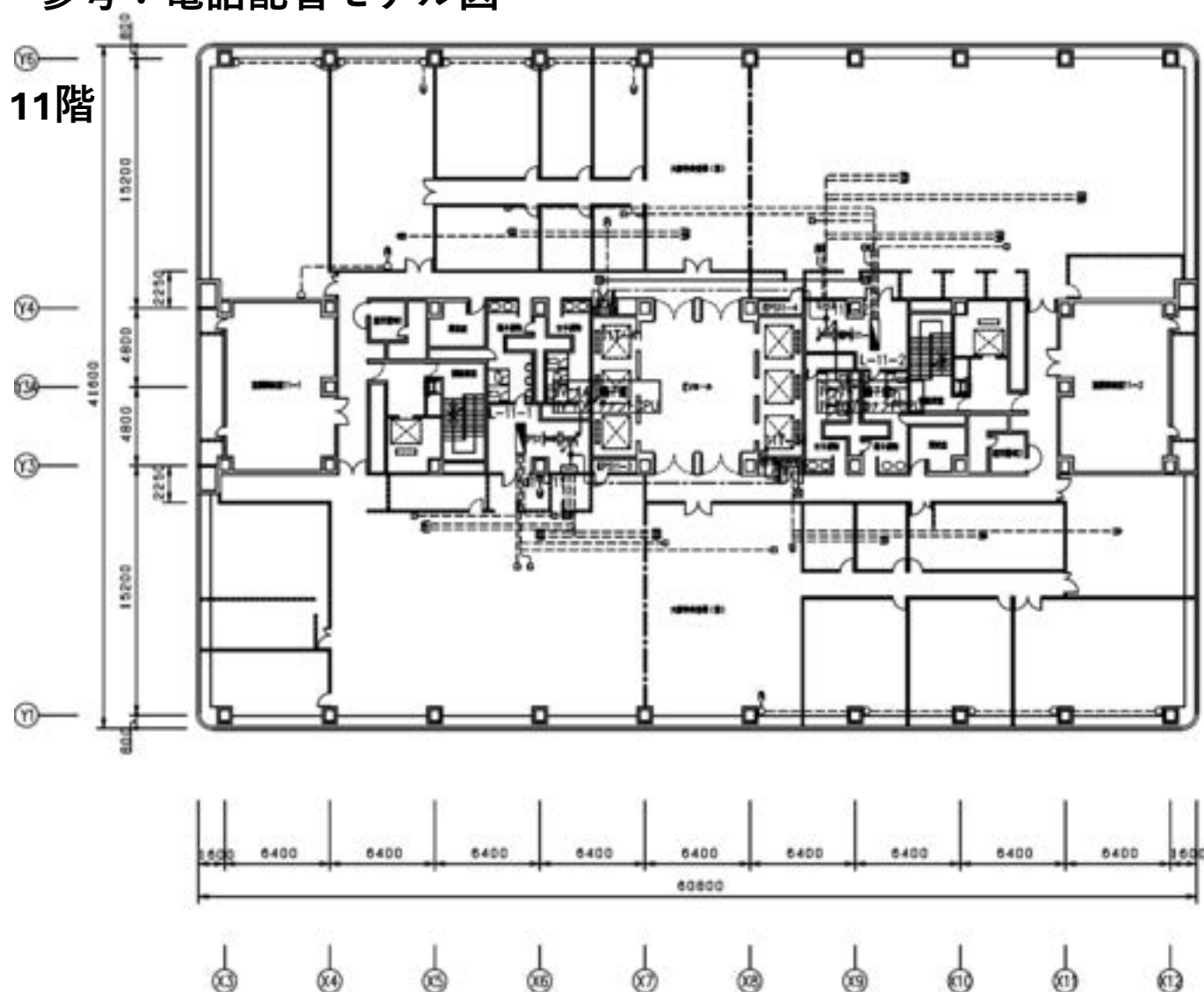


12階

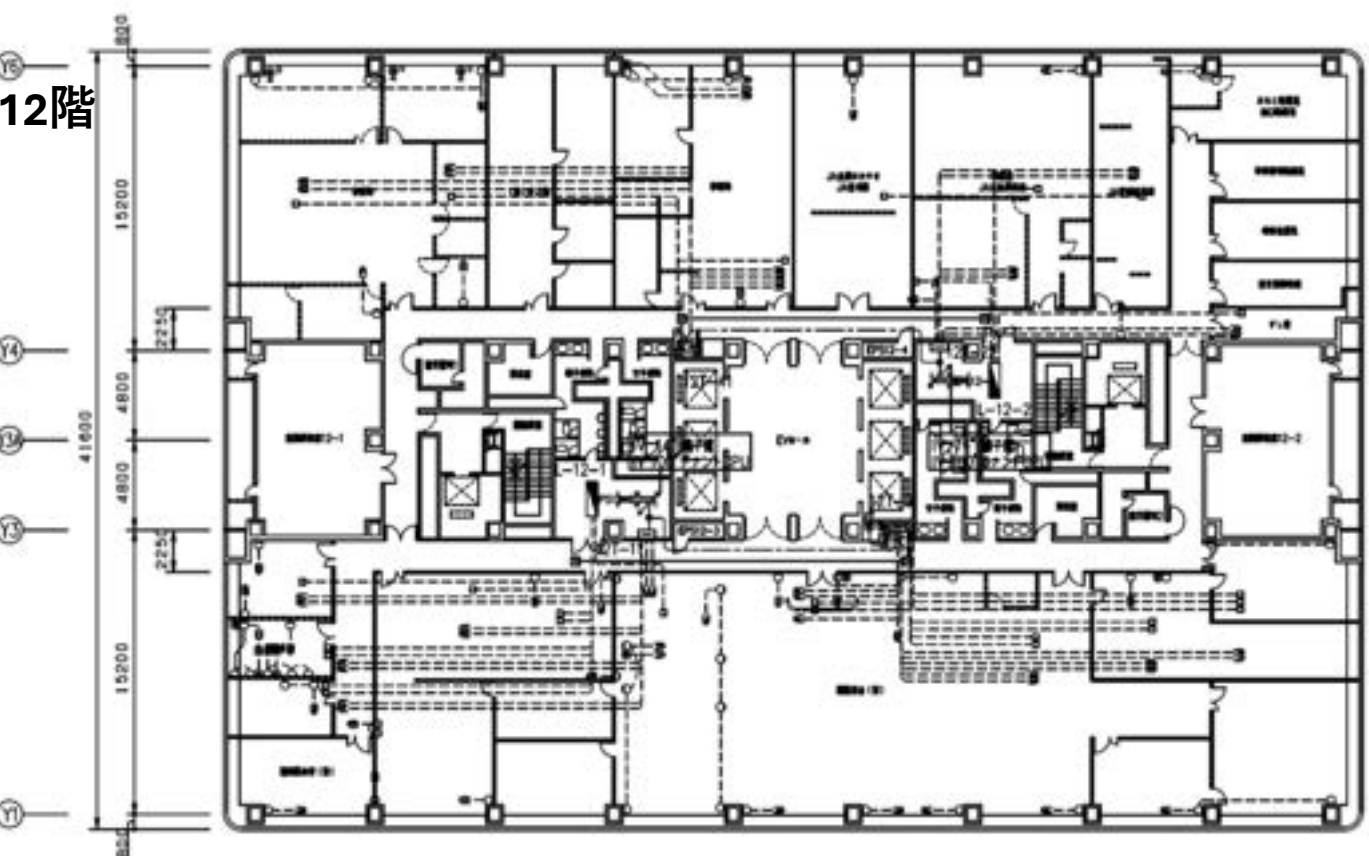


参考：電話配管モデル図

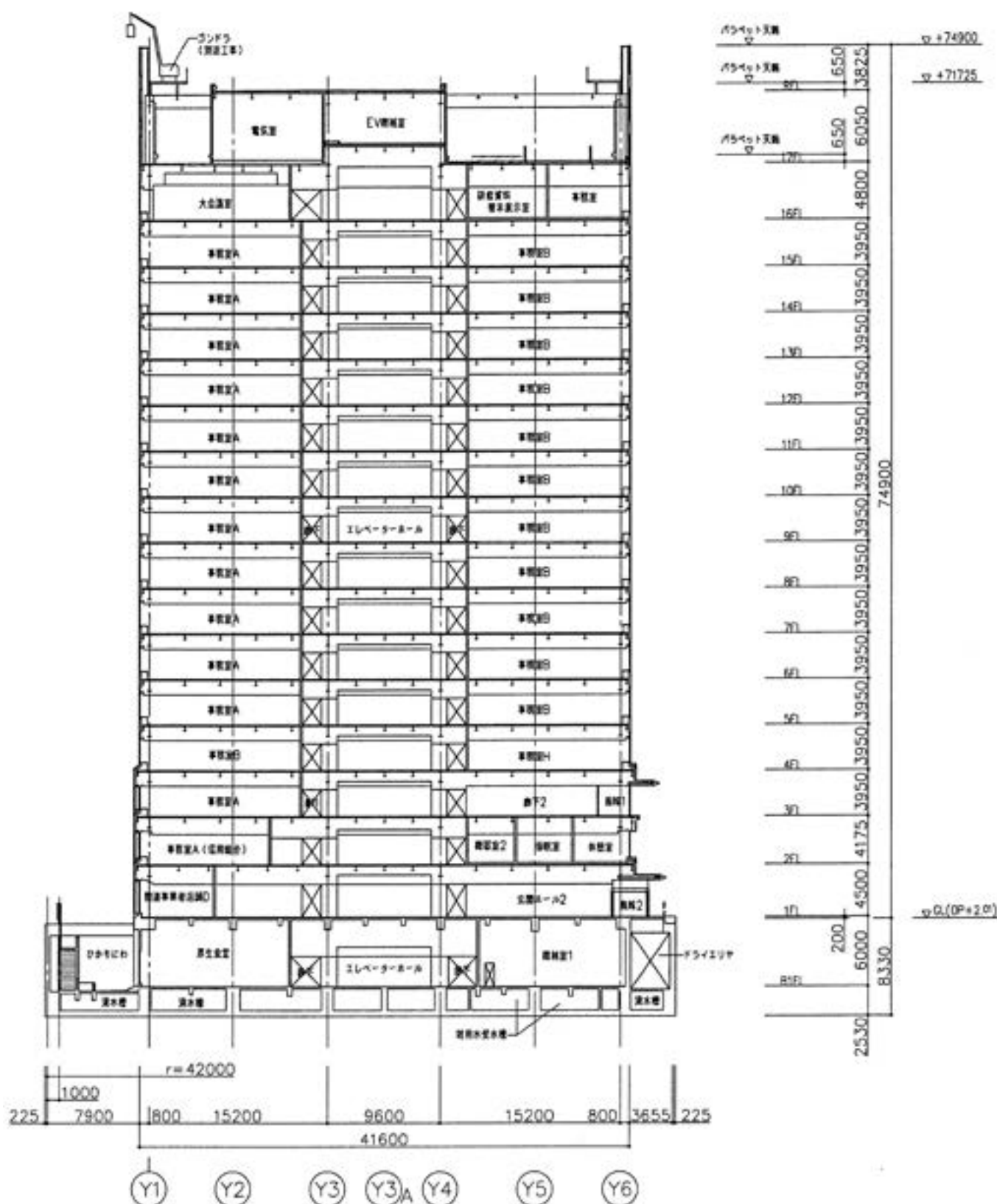
11階



12階



参考：断面図



断面图 (1) 1/300